

(問) 収入に見合った歳出規模に持って行けば、新たな借金をしなくてもよいのではないのでしょうか？

(答) 自治体が行う借金(県債の発行)は、法律により道路や河川などの整備に充てるための財源として活用する場合に認められています。

これは、多大な事業費を後年度にならず(平準化)、将来、利用し便益を受けることになる子どもや孫たち後世代の住民と現世代との住民との間で、負担を分かち、といった観点等から認められているものです。

また、財源不足を補うための借金、いわば赤字地方債は認められていません。

県としては、公共事業を削減しながら県債発行を抑制するとともに、プライマリーバランスを維持し、県債残高が減少するよう努めています。